

指定申請等に係る提出書類早見表（水道法に基づく届出の区分）

届出内容		提出書類	指定申請書	機械器具調書	誓約書	主任技術者選任・解任届出書	指定事項変更届出書	廃止・休止・再開届出書	登記簿謄本	定款又は寄付行為の写し	住民票	主任技術者免許証又は主任技術者証の写し	提出期限	備考
指定申請（法人）	（法25条の2）		○	○	○				○	○		○		
指定申請（個人）	（施行規則18～20条）		○	○	○						○	○		
主任技術者の選任	（法25条の4）					○						○	遅滞なく	注）※1
主任技術者の解任	（施行規則21, 22条）					○								
変 更 等	氏名又は名称（法人）				○		○		○	○			変更のあった日又は廃止・休止した日から30日以内	
	氏名又は名称（個人）						○			○				
	法人の代表者				○		○		○	○				
	住所（法人）						○		○	○				
	住所（個人）						○				○			
	法人の役員氏名				○		○		○					注）※2
	事業所の名称、所在地						○							
	廃止、休止							○						
再開							○					再開日から10日以内		

○：提出するもの

注）※1：指定を受けたときは、指定の日から2週間以内、給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から2週間以内

注）※2：役員解任（「役員の氏名」を削除）のみのときは、「誓約書」は不要

※ 書類等を提出する場合は、事前に再確認すること。

組織変更又は合併の場合の届出等

申請者	内容	具体例		届出方法
個人	法人化	個人 ⇒ 法人 (法人 ⇒ 個人 も同様の取扱い)		廃止届・指定申請
	相続	個人が死亡し、相続人が事業を相続するとき		廃止届・指定申請
法人	組織変更	合同会社 合名会社 合資会社	⇒ 株式会社	廃止届・指定申請
			有限会社 ⇒ 株式会社	指定事項変更届
			合同会社・合名会社・合資会社間	
	合併	指定工事店Aと 指定工事店Bが合併	AがBを吸収合併	Aは指定事項変更届 Bは廃止届
			新会社C設立（新設合併）	A、Bともに廃止届 Cが指定申請
		会社Aと 指定工事店Bが合併	Aが指定工事店Bを吸収合併	Aは指定申請 Bは廃止届
新会社C設立（新設合併）			Bは廃止届 Cが指定申請	

※ 合併による新会社設立は、新規指定申請とする。

※ この表は一例を示したものであるため、届出方法については、事前に窓口等にて再確認すること。